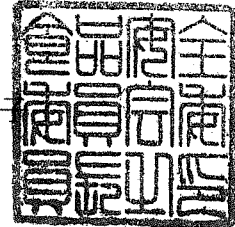




府食第162号
平成24年2月16日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて (回答)

平成24年2月8日付け厚生労働省発食安0208第1号により貴省から当
委員会に対し意見を求められた事項については、食品健康影響評価を行うこと
が明らかに必要でないと判断できず、食品安全基本法(平成15年法律第48号)
第11条第1項第1号に該当するとは認められない。